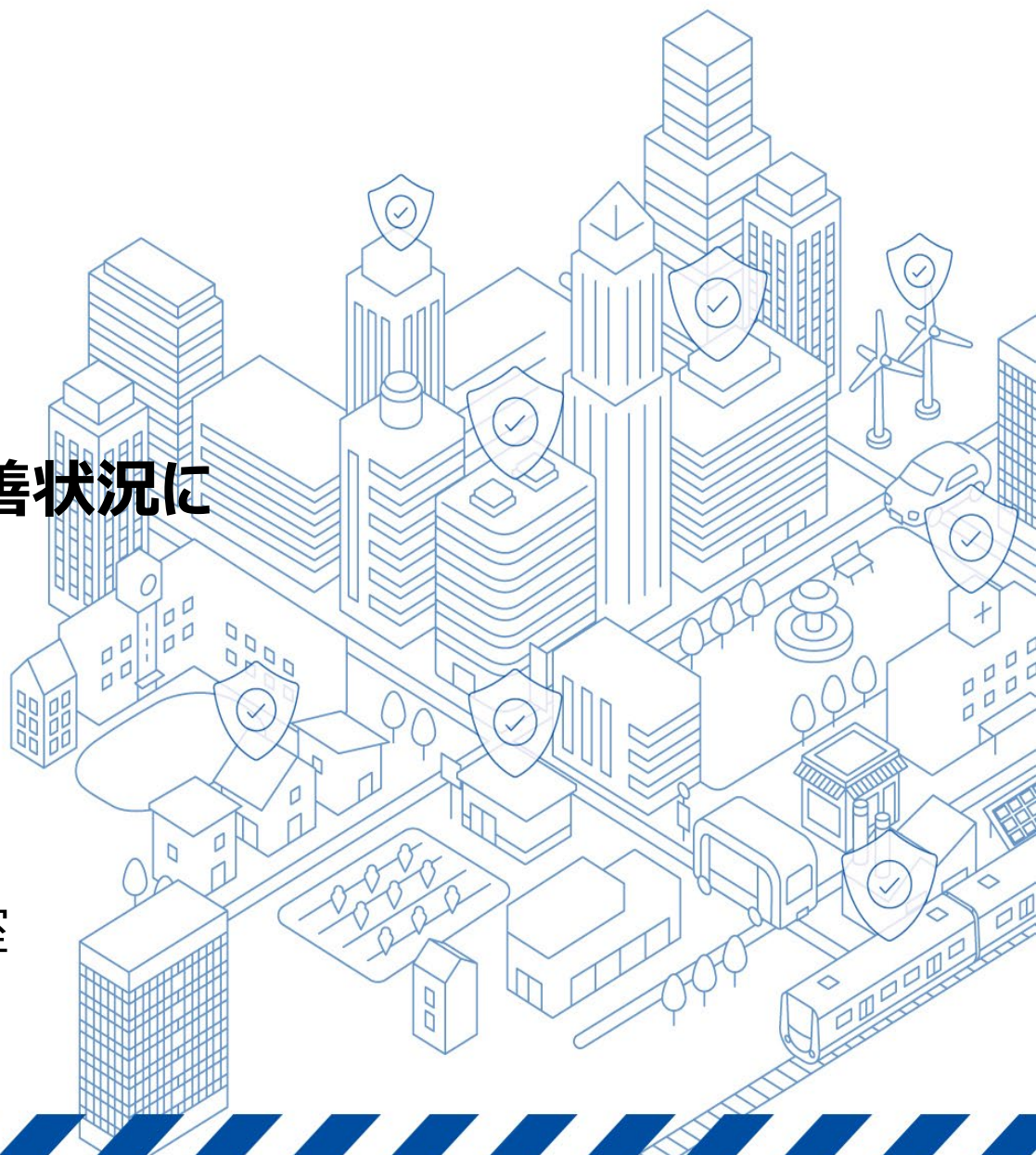


重要インフラにおける 安全基準等の継続的改善状況に 関する調査について

[2025年度]

令和8年7月
内閣官房 国家サイバー統括室
制度総括班



- 「重要インフラのサイバーセキュリティに係る行動計画」（以下「行動計画」という。）に基づき、**各重要インフラ分野に共通して求められるセキュリティ対策を「重要インフラのサイバーセキュリティに係る安全基準等策定指針」（以下「安全基準等策定指針」という。）として取りまとめている。**
- 各重要インフラ分野の安全基準等の現状を把握し、安全基準等の継続的な改善を促していくため、**重要インフラ所管省庁等における安全基準等の改定の状況について調査を実施した。**

安全基準等の継続的改善

- 内閣官房は、重要インフラ所管省庁による安全基準等の改善状況を年度ごとに調査



【安全基準等とは】＊「重要インフラのサイバーセキュリティに係る行動計画」より引用

- ・ 関係法令に基づき国が定める「強制基準」
- ・ 関係法令に準じて国が定める「推奨基準」及び「ガイドライン」
- ・ 関係法令や国民からの期待に応えるべく業界団体等が定める業界横断的な「業界標準」及び「ガイドライン」
- ・ 関係法令や国民・利用者等からの期待に応えるべく重要インフラ事業者等が自ら定める「内規」

等

調査対象

重要インフラ所管省庁及び重要インフラ事業者の業界団体が制定する全15分野の安全基準等

調査基準日

2026年3月末時点における最新版

調査項目

- ① 各安全基準等の概要
- ② 各安全基準等の策定・改定の状況

【参考：本調査の実施背景】

- 重要インフラのサイバーセキュリティに係る行動計画
IV.2.2 安全基準等の継続的改善

（略）内閣官房は、重要インフラ所管省庁による安全基準等の改善状況を年度ごとに調査し、その結果を公表する。また、必要に応じ、重要インフラ所管省庁の策定する安全基準等に関し助言を行う。

2025年度 重要インフラ分野安全基準等 一覧（15分野 44件）

※2025年度3月末時点

2

分野		安全基準等の名称	
情報通信	電気通信	- 事業用電気設備規則 - 電気通信分野におけるサイバーセキュリティに係る安全基準（第1版）	情報通信ネットワーク安全・信頼性基準
	放送	- 放送法施行規則 <u>放送設備サイバー攻撃対策ガイドライン</u>	放送における情報インフラの情報セキュリティ確保に関わる「安全基準等」策定ガイドライン
	ケーブルテレビ	- 放送法施行規則 *再掲 - ケーブルテレビにおけるサイバーセキュリティに係る安全基準（第1版） - 放送における情報セキュリティの情報セキュリティに確保に関わる「安全基準等」策定ガイドライン *再掲	
金融	銀行等 損害保険 資金決済	- 金融分野におけるサイバーセキュリティに関する安全ガイドライン <u>金融機関等におけるセキュリティポリシー策定のための手引書（第3版）</u>	<u>金融機関等コンピュータシステムの安全対策基準・解説書（第14版）</u> - 金融機関等におけるコンティンジェンシープラン策定のための手引書（第5版）
航空		航空分野における情報セキュリティ確保に係る安全ガイドライン（第6版）	<u>（新規）航空法施行規則</u>
空港		空港分野における情報セキュリティ確保に係る安全ガイドライン（第3版）	<u>（新規）航空法施行規則 *再掲</u>
鉄道		鉄道分野における情報セキュリティ確保に係る安全ガイドライン（第5版）	<u>（新規）鉄道事業法施行規則</u>
電力		- 電気設備に関する技術基準を定める省令 <u>電気設備の技術基準の解釈</u> - スマートメーターシステムセキュリティガイドライン	- 電気事業法施行規則第50条第2項の解釈適用に当たっての考え方 - 電力制御システムセキュリティガイドライン
ガス		- ガス事業法施行規則 <u>都市ガス製造・供給に係る監視・制御系システムのセキュリティ対策要領（参考例）及び同解説</u> <u>都市ガスマスマートメーターシステムのセキュリティ対策要領（参考例）及び同解説</u>	
政府・行政サービス		地方自治法	<u>地方公共団体における情報セキュリティポリシーに関するガイドライン</u>
医療		医療法施行規則	医療情報システムの安全管理に関するガイドライン（第6版）
水道		水道施設の技術的基準を定める省令	水道分野における情報セキュリティ確保に係る安全ガイドライン（第1版）
物流	貨物自動車運送	- 物流分野（貨物自動車運送）における情報セキュリティ確保に係る安全ガイドライン（第1版） <u>（新規）貨物自動車運送事業輸送安全規則</u>	
	船舶運航	- 物流分野（船舶運航）における情報セキュリティ確保に係る安全ガイドライン（第1版） <u>（新規）内航海運業法施行規則</u>	
	倉庫	物流分野（倉庫）における情報セキュリティ確保に係る安全ガイドライン（第1版）	
化学		石油化学分野におけるサイバーセキュリティガイドライン	
クレジット		<u>クレジットCEPTOARにおける情報セキュリティガイドライン</u>	
石油		石油分野における情報セキュリティ確保に係る安全ガイドライン（第六版）	
港湾		- 港湾運送事業法施行規則 - コンテナ埠頭における情報処理システムの概要及び管理体制その他サイバーセキュリティの確保に関する許可基準 - 港湾分野における情報セキュリティ確保に係る安全ガイドライン（第2版）	

※2025年度に策定又は改定があった文書等について、下線と太字で表記。加えて、新たに策定又は安全基準等に位置付けられた文書等は「（新規）」と表記

※ケーブルテレビ分野と放送分野、航空分野と空港分野は、一部共通の安全基準等を使用していたため、2度目の記載箇所には「*再掲」と表記

- **新たな安全基準等として4件の文書が追加された。**（既存の省令において、事業法体系におけるサイバーセキュリティ確保の規定の整備が行われた。）
- 既存の安全基準等では、**8件の安全基準等が改定され、11件の安全基準等が改定を検討されている。**
- 改定の内容(検討中も含む)として、**各種文書(行動計画・安全基準等策定指針・重要インフラ統一基準・過年度改定の安全基準等)の改定への対応に加え、昨今の環境変化(クラウド・生成AI・PQC移行等)や、組織・部署(国家サイバー統括室・所管省庁)の名称変更を踏まえた見直し**が行われた。

新たに追加された安全基準等

- **航空法施行規則**
航空・空港分野の事業者等におけるサイバーセキュリティ確保のため、事業法体系におけるサイバーセキュリティ確保の規定の整備を行うとともに、新たに安全基準等として位置付けた。
- **鉄道事業法施行規則**
鉄道分野の事業者におけるサイバーセキュリティ確保のため、事業法体系におけるサイバーセキュリティ確保の規定の整備を行うとともに、新たに安全基準等として位置付けた。
- **貨物自動車運送事業輸送安全規則**
物流（貨物自動車運送）におけるサイバーセキュリティ確保のため、事業法体系におけるサイバーセキュリティ確保の規定の整備を行うとともに、新たに安全基準等として位置付けた。
- **内航海運業法施行規則**
物流（内航海運）におけるサイバーセキュリティ確保のため、事業法体系におけるサイバーセキュリティ確保の規定の整備を行うとともに、新たに安全基準等として位置付けた。

改定が行われた安全基準等

- **放送設備サイバー攻撃対策ガイドライン**
放送設備のクラウド利用等の進展を踏まえ、放送設備の安全性を確保するため、セキュリティ対策等の追加に関する改定が行われた。
- **金融機関等コンピュータシステムの安全対策基準・解説書**
耐量子計算機暗号(PQC)への移行や、官公庁から公表されたガイドライン、レポート、参考文献等の内容を踏まえた改定が行われた。
- **金融機関等におけるセキュリティポリシー策定のための手引書**
サイバーセキュリティ対策の重要度の高まりや、クラウドの普及に伴う外部委託先管理の重要性の変化など、金融機関等を取り巻く環境の変化を踏まえた改定が行われた。
- **電気設備の技術基準の解釈**
2024年度に改定された電力制御システムセキュリティガイドライン及びスマートメーターシステムセキュリティガイドラインを踏まえた改定が行われた。
- **都市ガス製造・供給に係る監視・制御系システムのセキュリティ対策要領（参考例）及び同解説**
NISCからNCOへの組織変更や、ガス事故の被害状況報告について、サイバーセキュリティに係る事項を共通様式として整理する運用が開始されたことを踏まえた改定が行われた。
- **都市ガスマスマートメーターシステムのセキュリティ対策要領（参考例）及び同解説**
上述の組織名称の変更や、被害状況報告の新たな運用が開始されたことに加え、ガス分野のサプライチェーンに対する取組等を踏まえた改定が行われた。
- **地方公共団体における情報セキュリティポリシーに関するガイドライン**
2024年7月に実施された政府統一基準群の改定を踏まえ、地方公共団体の情報セキュリティ対策に関する改定が行われた。
- **クレジットCEPTOARにおける情報セキュリティガイドライン**
NISCからNCOへの組織変更や、所管省庁の部署名変更、報告様式の一部変更を踏まえた改定が行われた。

改定の検討が行われた安全基準等

- **電気通信分野におけるサイバーセキュリティに係る安全基準**
重要インフラのサイバーセキュリティ対策のための統一基準の検討を踏まえ、改定に向けた検討を実施している。
- **金融機関等におけるコンティンジェンシープラン策定のための手引書**
- **航空分野における情報セキュリティ確保に係る安全ガイドライン**
- **空港分野における情報セキュリティ確保に係る安全ガイドライン**
- **鉄道分野における情報セキュリティ確保に係る安全ガイドライン**
- **水道分野における情報セキュリティ確保に係る安全ガイドライン**
- **物流分野（貨物自動車運送）における情報セキュリティ確保に係る安全ガイドライン**
- **物流分野（船舶運航）における情報セキュリティ確保に係る安全ガイドライン**
- **物流分野（倉庫）における情報セキュリティ確保に係る安全ガイドライン**
- **港湾分野における情報セキュリティ確保に係る安全ガイドライン**
NISCからNCOへの組織変更や、ガイドラインで参照している基準等の改版を踏まえた記載内容変更が予定されている。なお、2026年4月に改定予定。
- **医療情報システムの安全管理に関するガイドライン**
2026年5月の改定に向けて作業が進められている。

安全基準等の名称	事業用電気通信設備規則	情報通信ネットワーク安全・信頼性基準
制定主体	総務省	総務省
最終改正*時期	2025年10月	2025年 3月
初版制定時期	1985年 4月	1987年 2月
安全基準等の位置付け	省令（強制基準）	推奨基準
安全基準等の改善状況	改定無し	改定無し
改定の経緯・内容等 （検討中も含む）	—	—
備考	サイバーセキュリティに関連する条文は以下のとおり。 （事業用電気通信設備の防護措置） 第六条 事業用電気通信設備は、利用者又は他の電気通信事業者の電気通信設備から受信したプログラムによつて当該事業用電気通信設備が当該事業用電気通信設備を設置する電気通信事業者の意図に反する動作を行うことその他の事由により電気通信役務の提供に重大な支障を及ぼすことがないよう当該プログラムの機能の制限その他の必要な防護措置が講じられなければならない。	

* 各安全基準等の最終改正時期及び改善状況は、サイバーセキュリティの観点等で改正されたものを記載している（以降のページも同様）

安全基準等の名称	電気通信分野におけるサイバーセキュリティに係る安全基準
制定主体	一般社団法人 電気通信事業者協会
最終改正時期	2023年 8 月
初版制定時期	2023年 8 月
安全基準等の位置付け	推奨基準
安全基準等の改善状況	改定に向けた検討中 (2026年度中に改定予定)
改定の経緯・内容等 (検討中も含む)	NCOによる「重要インフラのサイバーセキュリティ対策のための統一基準」の動向を踏まえて、2026年度中に改定内容を精査予定。
備考	

安全基準等の名称	放送法施行規則	放送における情報インフラの情報セキュリティ確保に関わる「安全基準等」策定ガイドライン
制定主体	総務省	ICT-ISAC放送設備サイバー攻撃対策WG
最終改正時期	2020年 3 月	2024年 9 月
初版制定時期	1950年 6 月	2005年10月
安全基準等の位置付け	省令（強制基準）	ガイドライン
安全基準等の改善状況	改定無し	改定無し
改定の経緯・内容等 （検討中も含む）	—	—
備考	サイバーセキュリティに関連する条文は以下のとおり。 （サイバーセキュリティの確保） 第百十五条の二 放送設備及び当該放送設備を維持又は運用するために必要な設備は、当該放送設備によって行われる放送の業務に著しい支障を及ぼすおそれがないよう、サイバーセキュリティ（サイバーセキュリティ基本法（平成二十六年法律第百四号）第二条に規定するサイバーセキュリティをいう。以下同じ。）の確保のために必要な措置が講じられていなければならない。	

安全基準等の名称	放送設備サイバー攻撃対策ガイドライン
制定主体	ICT-ISAC放送設備サイバー攻撃対策WG
最終改正時期	2025年10月
初版制定時期	2018年6月
安全基準等の位置付け	ガイドライン
安全基準等の改善状況	2025年10月 改定
改定の経緯・内容等 （検討中も含む）	[改定経緯] 放送設備のクラウド利用等の進展を踏まえ、放送設備の安全性を確保するため、セキュリティ対策等の追加に関する改定を実施。
備考	第三者による不適切な利用を防止するため、放送設備の関係者限りの公表としている。

安全基準等の名称	放送法施行規則 ＊再掲	ケーブルテレビにおけるサイバーセキュリティに係る安全基準
制定主体	総務省	一般社団法人 日本ケーブルテレビ連盟
最終改正時期	2020年 3 月	2023年 9 月
初版制定時期	1950年 6 月	2023年 9 月
安全基準等の位置付け	省令（強制基準）	ガイドライン
安全基準等の改善状況	改定無し	改定無し
改定の経緯・内容等 （検討中も含む）	—	—
備考	ケーブルテレビは、サイバーセキュリティに関連する条文として、第百五十四条の規定により、放送と同じ第百十五条の二を準用することとしている。 （準用規定） 第百五十四条 第百五条から第百七条まで、第百九条、第百十一条、第百十二条、第百十四条及び第百十五条の二の規定は、有線放送設備について準用する。…（以下略）	安全基準等策定指針には、各重要インフラ分野に共通して求められるサイバーセキュリティの確保に向けた取組が整理・記載されている。その取組からケーブルテレビ事業者に適した取組を抽出して本安全基準等に定めるべきとされている。 以上より、NCOの「重要インフラのサイバーセキュリティに係る安全基準等策定指針」に基づき、新たに「ケーブルテレビにおけるサイバーセキュリティ確保に係る安全基準（第1版）」を策定するに至った。 ＊「1.3.安全基準策定の経緯」より引用 最新の版は第 1 版

安全基準等の名称	放送における情報インフラの情報セキュリティ確保に関わる 安全基準等」策定ガイドライン *再掲
制定主体	ICT-ISAC放送設備サイバー攻撃対策WG
最終改正時期	2024年 9 月
初版制定時期	2005年10月
安全基準等の位置付け	ガイドライン
安全基準等の改善状況	改定無し
改定の経緯・内容等 (検討中も含む)	—
備考	

安全基準等の名称	金融分野におけるサイバーセキュリティに関するガイドライン
制定主体	金融庁
最終改正時期	2024年10月
初版制定時期	2024年10月
安全基準等の位置付け	ガイドライン
安全基準等の改善状況	改定無し
改定の経緯・内容等 （検討中も含む）	—
備考	

安全基準等の名称	金融機関等コンピュータシステムの安全対策基準・解説書
制定主体	公益財団法人 金融情報システムセンター
最終改正時期	2026年 3 月
初版制定時期	1985年12月
安全基準等の位置付け	ガイドライン
安全基準等の改善状況	2026年3月 改定
改定の経緯・内容等 （検討中も含む）	[改定経緯] 2025年度の通常国会で成立したAI推進法やサイバー対処能力強化法案及び同整備法案や耐量子計算機暗号技術の移行に向けた動向など、金融機関としても更なる対応を求められる状況にある。ついては、最新の法令や官公庁で公表されたガイドライン、レポート、参考文献等进行分析し、その内容を「安全対策基準（第13版）」の基準項目とその解説等に反映することについて、当該基準の改定を検討している。 [改定概要(案)] ①耐量子計算機暗号(PQC)について 分析結果：金融庁公表の「預金取扱金融機関の耐量子計算機暗号への対応に関する検討会報告書」では、PQC移行に関する留意点や対応時期などが具体的に述べられている。また、金融庁公表の「金融分野におけるITレジリエンスに関する分析レポートの概要(2025年6月)」では、PQC移行に向けた準備作業を「可能な限り早期に移行に着手すべきである。」と述べられており、PQC移行に向けた準備作業について、金融機関等に広く対応を促すべき内容と評価した。 改定概要：PQC移行に関する留意点や対応時期などやPQC移行に向けた準備作業について、安全対策基準の参考情報として取り込みを検討する。ただし、PQCの実装方式や移行方法の標準化については、CRYPTREC等で検討が進められているが、ガイドライン等の公表には至っていないことを確認したため、具体的な実装方式や移行方法に関しては、ガイドライン等の公表を待つこととした。 ②官公庁で公表されたガイドライン、レポート、参考文献等 分析結果：官公庁で公表されたガイドライン等のうち、25文書を選定・分析し、そのうち、13文書について基準項目に取込すべきと評価した。 改定概要：ASM(Attack Surface Management)やAIの利用に関する留意事項など、ガイドライン、レポート等から分析した内容について、安全対策基準の実務基準30か所及び監査基準2か所への取り込みを検討する。
備考	AI推進法、サイバー対処能力強化法案及び同整備法案についても、上記の①②同様に本文書の改定要否の検討を行っている。 分析結果：AI推進法は、主にAI関連技術の研究開発力向上を目的とした法令である。また、サイバー対処能力強化法及び同整備法は、経済安全保障推進法と同様、基幹インフラ事業者を対象とした法令である。このため、安全対策基準の追加・変更を要する内容の定めはないと評価した。 改定概要：各種ガイドラインの公表を待つこととし、今般の改定においては、関連法令に係る安全対策基準の追加・変更は実施しない。 最新版は第14版

安全基準等の名称	金融機関等におけるセキュリティポリシー策定のための手引書
制定主体	公益財団法人 金融情報システムセンター
最終改正時期	2026年 3 月
初版制定時期	1999年 1 月
安全基準等の位置付け	ガイドライン
安全基準等の改善状況	2026年3月 改定
改定の経緯・内容等 （検討中も含む）	[改定経緯] 「金融機関等におけるセキュリティポリシー策定のための手引書（第2版）」は公表から17年が経過し、その間にサイバーセキュリティ対策の重要度の高まりやクラウドの普及にともなう外部委託先管理の重要性の変化など、金融機関等を取り巻く環境に変化が生じた。これらを踏まえ、金融機関等の情報資産の保護に関する取り組みに関する手引きとして、金融機関等の実務者がセキュリティポリシーを策定するうえで必要な着眼点を最新化するなどの改定を検討する。 [改定概要(案)] ①情報セキュリティ管理態勢 分析結果：金融機関等に求められるリスク管理態勢（経営層の関与、リスクベースアプローチならびに3ラインモデルを踏まえたリスク管理部門の関与など）、主にセキュリティポリシー等の管理態勢に関する記載が不足していると評価した。 改定概要：情報セキュリティに対するリスク管理態勢（リスクベースアプローチ、3ラインモデルなど）に関する解説の拡充ならびに表現の整合性を図る。 ②情報セキュリティ管理策 分析結果：情報資産の外部委託、ならびにサイバー攻撃の脅威を意識したセキュリティポリシーの管理策に関する記載が不足（クラウド等を活用した情報保管、脅威インテリジェンスの活用など）していると評価した。 改定概要：金融機関等コンピュータシステムの安全対策基準・解説書13版（2025年3月）など、FISCガイドラインの考え方を参考に、情報セキュリティの管理策の最新化ならびに表現の整合性を図る。 ③FISCガイドライン等との整合性確保 分析結果：安全対策基準では、新しい技術の活用の拡大に応じた脅威の変化（サイバーセキュリティ、クラウドサービスなど）に沿って改定が実施されてきたが、最新版（安対13版）との整合性が十分に確保できていない（セキュリティスタンダードの記述例など） 改定概要：FISCガイドラインの考え方を踏まえて、全般的に内容（用語や表現）の整合性を確保する。
備考	最新版は第3版

安全基準等の名称	金融機関等におけるコンティンジェンシープラン策定のための手引書
制定主体	公益財団法人 金融情報システムセンター
最終改正時期	2025年 3 月
初版制定時期	1994年 1 月
安全基準等の位置付け	ガイドライン
安全基準等の改善状況	改定に向けた検討中 (2026年度以降の改定を検討予定)
改定の経緯・内容等 (検討中も含む)	—
備考	最新版は第 5 版

安全基準等の名称	航空分野における情報セキュリティ確保に係る安全ガイドライン	航空法施行規則 ＊新規
制定主体	国土交通省	国土交通省
最終改正＊時期	2024年 4 月	2025年12月
初版制定時期	2006年 9 月	1952年 7 月
安全基準等の位置付け	ガイドライン	省令（強制基準）
安全基準等の改善状況	2026年 4 月 改定予定	既存文書を安全基準等として位置付け
改定の経緯・内容等 （検討中も含む）	【改定経緯】 NISCからNCOへの組織変更や、ガイドラインで参照している基準等の改版を踏まえた記載内容変更を行う予定。	【改定内容】 航空分野の事業者におけるサイバーセキュリティ確保のため、事業法体系におけるサイバーセキュリティ確保の規定の整備を行った。
備考	航空分野のセキュリティ管理策の現状、情報システム及び情報資産の例示等を分野特性として記載している。 最新の版は第 6 版	

安全基準等の名称	空港分野における情報セキュリティ確保に係る安全ガイドライン	航空法施行規則 ＊新規 ＊再掲
制定主体	国土交通省	国土交通省
最終改正時期	2024年 4 月	2025年12月
初版制定時期	2018年 4 月	1952年 7 月
安全基準等の位置付け	ガイドライン	省令（強制基準）
安全基準等の改善状況	2026年 4 月 改定予定	既存文書を安全基準等として位置付け
改定の経緯・内容等 （検討中も含む）	〔改定経緯〕 NISCからNCOへの組織変更や、ガイドラインで参照している基準等の改版を踏まえた記載内容変更を行う予定。	〔改定内容〕 空港分野に係る空港の設置管理者等におけるサイバーセキュリティ確保のため、事業法体系におけるサイバーセキュリティ確保の規定の整備を行った。
備考	空港分野のセキュリティ管理策の現状、情報システム及び情報資産の例示等を分野特性として記載している。 最新の版は第 3 版	

安全基準等の名称	鉄道分野における情報セキュリティ確保に係る安全ガイドライン	鉄道事業法施行規則 ＊新規
制定主体	国土交通省	国土交通省
最終改正時期	2024年 4 月	2025年12月
初版制定時期	2006年 9 月	1987年 2 月
安全基準等の位置付け	ガイドライン	省令（強制基準）
安全基準等の改善状況	2026年 4 月 改定予定	既存文書を安全基準等として位置付け
改定の経緯・内容等 （検討中も含む）	[改定経緯] NISCからNCOへの組織変更や、ガイドラインで参照している基準等の改版を踏まえた記載内容変更を行う予定。	[改定内容] 鉄道分野の事業者におけるサイバーセキュリティ確保のため、事業法体系におけるサイバーセキュリティ確保の規定の整備を行った。
備考	鉄道分野のセキュリティ管理策の現状、情報システム及び情報資産の例示等を分野特性として記載している。 最新の版は第 5 版	

安全基準等の名称	電気設備に関する技術基準を定める省令	電気事業法施行規則第50条第2項の解釈適用に 当たっての考え方
制定主体	経済産業省	経済産業省
最終改正時期	2023年3月	2023年3月
初版制定時期	1997年3月	2016年9月
安全基準等の位置付け	省令（強制基準）	ガイドライン
安全基準等の改善状況	改定無し	改定無し
改定の経緯・内容等 （検討中も含む）	—	—
備考		「電力制御システムセキュリティガイドライン」及び「スマートメーターシステムセキュリティガイドライン」の内容を取り込んでいるため、これらの改定を踏まえた対応を検討予定。

安全基準等の名称	電気設備の技術基準の解釈	電力制御システムセキュリティガイドライン
制定主体	経済産業省	一般社団法人 日本電気協会
最終改正時期	2025年11月	2025年 2月
初版制定時期	2013年 3月	2016年 3月
安全基準等の位置付け	ガイドライン	ガイドライン
安全基準等の改善状況	2025年11月 改定	改定無し
改定の経緯・内容等 （検討中も含む）	[改定箇所] 電気設備の技術基準の解釈第37条の2 [改定経緯] 2024年度に実施した、電力制御システムセキュリティガイドライン、スマートメーターシステムセキュリティガイドラインの改正に伴う改正。	—
備考		本ガイドラインは、電気事業法に基づく電気設備に関する技術基準を定める省令第15条の2に規定されているサイバーセキュリティ確保の解釈として位置付けられている。

安全基準等の名称	スマートメーターシステムセキュリティガイドライン
制定主体	一般社団法人 日本電気協会
最終改正時期	2025年 2 月
初版制定時期	2016年 3 月
安全基準等の位置付け	ガイドライン
安全基準等の改善状況	改定無し
改定の経緯・内容等 （検討中も含む）	—
備考	本ガイドラインは、電気事業法に基づく電気設備に関する技術基準を定める省令第15条の2に規定されているサイバーセキュリティ確保の解釈として位置付けられている。

安全基準等の名称	ガス事業法施行規則	都市ガス製造・供給に係る監視・制御系システムのセキュリティ対策要領（参考例）及び同解説
制定主体	経済産業省	一般社団法人 日本ガス協会
最終改正時期	2019年 1 月	2026年 3 月
初版制定時期	1970年10月	2019年 3 月
安全基準等の位置付け	省令（強制基準）	ガイドライン
安全基準等の改善状況	改定無し	2026年 3 月 改定
改定の経緯・内容等 （検討中も含む）	—	【改定経緯】 ・組織名称がNISCからNCOへ変更したことによる改定。 ・被害状況報告について、サイバーセキュリティに係る事項を”共通様式”として整理・共有する運用が開始されたことによる改定。
備考	サイバーセキュリティに関連する条文は以下のとおり（例示としてガス小売事業におけるサイバーセキュリティに関連する条文を記載。一般ガス導管事業、特定ガス導管事業、ガス製造事業についても、事業毎に同旨を規定）。 （保安規定） 第二十四条、法第二十四条第一項の保安規程は、次の事項（特定ガス発生設備においてガスを発生させ、導管によりこれを供給する小売供給を行う者にあつては、当該供給に係る第八号及び第九号の事項を除く。）について定めるものとする。 一～五 （略） 六 ガス工作物の運転又は操作を管理する電子計算機に係るサイバーセキュリティ（サイバーセキュリティ基本法（平成二十六年法律第百四号）第二条に規定するサイバーセキュリティをいう。第九十二条第一項第六号及び第百四十八条第一項第六号において同じ。）の確保にすること。	ガス事業法施行規則第24、92、148条では、事業者が作成する保安規程に『ガス工作物の運転又は操作を管理する電子計算機に係るサイバーセキュリティの確保に関すること。』について定めるものとされている。多くの事業者はJGAが発行する当該ガイドライン『都市ガス製造・供給に係る監視・制御系システムのセキュリティ対策要領（参考例）・同解説』を参考に事業者ごとでサイバーセキュリティに対する対応を実施している。

安全基準等の名称	都市ガススマートメーターシステムのセキュリティ対策要領 （参考例）及び同解説
制定主体	一般社団法人 日本ガス協会
最終改正時期	2026年3月
初版制定時期	2023年3月
安全基準等の位置付け	ガイドライン
安全基準等の改善状況	2026年 3 月 改定
改定の経緯・内容等 （検討中も含む）	[改定経緯] ・NCOの「重要インフラにおける情報セキュリティ確保に係る安全基準等策定指針」の改正を契機に、サプライチェーンに対する取り組み等の改定。 ・組織名称がNISCからNCOに変更したことによる改定。 ・被害状況報告について、サイバーセキュリティに係る事項を“共通様式”として整理・共有する運用が開始されたことによる改定。
備考	

安全基準等の名称	地方自治法
制定主体	総務省
最終改正時期	2024年 6 月
初版制定時期	1947年 4 月
安全基準等の位置付け	法律
安全基準等の改善状況	改定無し
改定の経緯・内容等 （検討中も含む）	—
備考	サイバーセキュリティに関連する条文は以下のとおり。 （情報システムの利用に係る基本原則） 第二百四十四条の五（略） 2 普通地方公共団体は、その事務の処理に係る情報システムの利用に当たつて、サイバーセキュリティ（サイバーセキュリティ基本法（平成二十六年法律第百四号）第二条に規定するサイバーセキュリティをいう。次条第一項において同じ。）の確保、個人情報の保護その他の当該情報システムの適正な利用を図るために必要な措置を講じなければならない。 （サイバーセキュリティを確保するための方針等） 第二百四十四条の六 普通地方公共団体の議会及び長その他の執行機関は、それぞれの管理する情報システムの利用に当たつてのサイバーセキュリティを確保するための方針を定め、及びこれに基づき必要な措置を講じなければならない。 2 普通地方公共団体の議会及び長その他の執行機関は、前項の方針を定め、又はこれを変更したときは、遅滞なく、これを公表しなければならない。 3 総務大臣は、普通地方公共団体に対し、第一項の方針（政令で定める執行機関が定めるものを除く。）の策定又は変更について、指針を示すとともに、必要な助言を行うものとする。 4 （略）

安全基準等の名称	地方公共団体における情報セキュリティポリシーに関するガイドライン
制定主体	総務省
最終改正時期	2026年 3 月
初版制定時期	2001年 3 月
安全基準等の位置付け	ガイドライン
安全基準等の改善状況	2026年 3 月 改定
改定の経緯・内容等 （検討中も含む）	[改定経緯] 国の行政機関等のセキュリティ対策を踏まえ、地方公共団体の情報セキュリティに関する指針を策定する必要があることから、令和 6 年 7 月の政府統一基準群の改定を踏まえ、地方公共団体の情報セキュリティ対策について見直しを行い、ガイドラインの改定を令和 8 年 3 月に実施。
備考	

安全基準等の名称	医療法施行規則	医療情報システムの安全管理に関するガイドライン
制定主体	厚生労働省	厚生労働省
最終改正時期	2023年 3 月	2023年 5 月
初版制定時期	1948年11月	2005年 3 月
安全基準等の位置付け	省令（強制基準）	ガイドライン
安全基準等の改善状況	改定無し	改定に向けた作業中（2026年5月に改定予定）
改定の経緯・内容等 （検討中も含む）	—	[改定内容] ・重要インフラのサイバーセキュリティに係る安全基準等策定指針との整合性確保 ・認証における技術的要件と運用の整理、明確化 ・クラウドサービス導入の推進 ・その他、外部接続点の集約、保守委託機関編の策定他
備考	サイバーセキュリティに関する記載は以下のとおり。 第十四条（略） 2 病院、診療所又は助産所の管理者は、医療の提供に著しい支障を及ぼすおそれがないように、サイバーセキュリティ（サイバーセキュリティ基本法（平成二十六年法律第百四号）第二条に規定するサイバーセキュリティをいう。）を確保するために必要な措置を講じなければならない。	

安全基準等の名称	水道施設の技術的基準を定める省令	水道分野における情報セキュリティ確保に係る安全ガイドライン
制定主体	国土交通省	国土交通省
最終改正時期	2020年 9 月	2025年 3 月
初版制定時期	2000年 2 月	2025年 3 月
安全基準等の位置付け	省令（強制基準）	ガイドライン
安全基準等の改善状況	改定無し	2026年 4 月 改定予定
改定の経緯・内容等 （検討中も含む）	—	[改定経緯] NISCからNCOへの組織変更や、ガイドラインで参照している基準等の改版を踏まえた記載内容変更を行う予定。
備考	サイバーセキュリティに関連する条文は以下のとおり。 （一般事項） 第一条 水道施設は、次に掲げる要件を備えるものでなければならない。 一～十一 （略） 十一の二 施設の運転を管理する電子計算機が水の供給に著しい支障を及ぼすおそれがないように、サイバーセキュリティ（サイバーセキュリティ基本法（平成二十六年法律第百四号）第二条に規定するサイバーセキュリティをいう。）を確保するために必要な措置が講じられていること。	ガイドライン策定に伴い、「水道分野における情報セキュリティガイドライン（第4版）」は廃止。

安全基準等の名称	物流分野（貨物自動車運送）における情報セキュリティ確保に係る安全ガイドライン	貨物自動車運送事業輸送安全規則 * 新規
制定主体	国土交通省	国土交通省
最終改正時期	2024年 4 月	2025年12月
初版制定時期	2018年 4 月	1990年 7 月
安全基準等の位置付け	ガイドライン	省令（強制基準）
安全基準等の改善状況	2026年 4 月 改定予定	既存文書を安全基準等として位置付け
改定の経緯・内容等 （検討中も含む）	〔改定経緯〕 NISCからNCOへの組織変更や、ガイドラインで参照している基準等の改版を踏まえた記載内容変更を行う予定。	〔改定内容〕 物流（貨物自動車運送）分野におけるサイバーセキュリティ確保のため、事業法体系におけるサイバーセキュリティ確保の規定の整備を行った。
備考	貨物自動車運送のセキュリティ管理策の現状、情報システム及び情報資産の例示等を分野特性として記載している。	

安全基準等の名称	物流分野（船舶運航）における情報セキュリティ確保に係る安全ガイドライン	内航海運業法施行規則 * 新規
制定主体	国土交通省	国土交通省
最終改正時期	2024年 4 月	2025年12月
初版制定時期	2018年 4 月	1952年 7 月
安全基準等の位置付け	ガイドライン	省令（強制基準）
安全基準等の改善状況	2026年 4 月 改定予定	既存文書を安全基準等として位置付け
改定の経緯・内容等 （検討中も含む）	[改定経緯] NISCからNCOへの組織変更や、ガイドラインで参照している基準等の改版を踏まえた記載内容変更を行う予定。	[改定内容] 物流（内航海運）分野について、事業者におけるサイバーセキュリティ確保のため、事業法体系におけるサイバーセキュリティ確保の規定の整備を行った。
備考	船舶建造・運航におけるサイバーレジリエンス向上のため、国際規則の準拠等を分野特性として記載している。	

安全基準等の名称	物流分野（倉庫）における情報セキュリティ確保に係る安全ガイドライン
制定主体	国土交通省
最終改正時期	2024年4月
初版制定時期	2018年4月
安全基準等の位置付け	ガイドライン
安全基準等の改善状況	2026年4月 改定予定
改定の経緯・内容等 （検討中も含む）	[改定経緯] NISCからNCOへの組織変更や、ガイドラインで参照している基準等の改版を踏まえた記載内容変更を行う予定。
備考	倉庫分野（倉庫管理システム等）の特性から求められる取組についても記載を行っている。

安全基準等の名称	石油化学分野におけるサイバーセキュリティガイドライン
制定主体	石油化学工業協会
最終改正時期	2024年 3 月
初版制定時期	2015年 3 月
安全基準等の位置付け	ガイドライン
安全基準等の改善状況	改定無し
改定の経緯・内容等 (検討中も含む)	—
備考	本文書はコンビナート等保安規則第49条の7の3に規定される認定高度保安実施者の認定の基準の一つとして、サイバーセキュリティの確保に当たっての参考文書として活用されている。

安全基準等の名称	クレジットCEPTOARにおける情報セキュリティガイドライン
制定主体	一般社団法人 日本クレジット協会
最終改正時期	2025年7月
初版制定時期	2014年12月
安全基準等の位置付け	ガイドライン
安全基準等の改善状況	2025年7月 改定
改定の経緯・内容等 (検討中も含む)	[改定経緯] ・内閣サイバーセキュリティセンター(NISC)から国家サイバー統括室(NCO)への名称変更に伴い、修正を行った。 ・所管省庁(経済産業省)の部署名変更に伴い、修正を行った。 ・NCOへの報告様式の一部変更に伴い、別紙2 インシデント報告書の修正を行った。
備考	クレジット分野の重要インフラにおける安全基準は、「クレジットCEPTOARにおける情報セキュリティガイドライン」である。本ガイドラインは、公開範囲を重要インフラ事業者のみの前提で作成しているため、非開示となっている。また、本ガイドラインは、サイバーセキュリティ基本法（及びその下位文書）に基づいて作成したものである。参考として、割賦販売法では、クレジットカード取引に関与するクレジットカード番号等取扱業者に対して、クレジットカード番号等の適切な管理のための必要な措置の実施を求めており、クレジット取引セキュリティ対策協議会が策定し、毎年改訂を行っている「クレジットカード・セキュリティガイドライン」を実務上の指針として位置付けている。

安全基準等の名称	石油分野における情報セキュリティ確保に係る安全ガイドライン
制定主体	石油連盟
最終改正時期	2024年 3 月
初版制定時期	2015年 3 月
安全基準等の位置付け	ガイドライン
安全基準等の改善状況	改定無し
改定の経緯・内容等 (検討中も含む)	—
備考	最新版は第六版 本文書はコンビナート等保安規則第49条の7の3に規定される認定高度保安実施者の認定の基準の一つとして、サイバーセキュリティの確保に当たっての参考文書として活用されている。

安全基準等の名称	港湾運送事業法施行規則
制定主体	国土交通省
最終改正時期	2024年 3 月
初版制定時期	1959年10月
安全基準等の位置付け	省令（強制基準）
安全基準等の改善状況	改定無し
改定の経緯・内容等 （検討中も含む）	—
備考	サイバーセキュリティに関連する記載は以下のとおり。 （事業の許可の申請） 第四条 一般港湾運送事業の事業計画には、次に掲げる事項を記載しなければならない。 二 事業に使用される労働者（日々雇い入れられる者、二月以内の期間を定めて使用される者及び試みに使用される者を除く。第七項を除き、以下同じ。）及び事業の用に供する施設（船舶及びはしけ以外の施設にあつては、一年未満の期間を定めて借り受けるものを除く。以下この号において同じ。）に関し次に掲げる事項 （略） ハ コンテナ埠頭において次に掲げる機能の全てを有する情報処理システム（情報処理の促進に関する法律（昭和四十五年法律第九十号）第二条第三項に規定する情報処理システムをいう。）を使用する場合は、その概要及び管理体制その他サイバーセキュリティ（サイバーセキュリティ基本法（平成二十六年法律第百四号）第二条に規定するサイバーセキュリティをいう。）の確保に関する事項 （イ） 船舶へのコンテナ貨物の積込に関する計画を作成する機能 （ロ） コンテナ貨物の配置に関する計画を作成する機能 （ハ） コンテナ貨物の配置の状況の管理を行うための機能 （略） 7 第五条第一項の申請書には、次に掲げる書類を添付しなければならない。ただし、第十号及び第十二号に掲げる書類については、既に国土交通大臣に提出されている当該書類の内容に変更がないときは、申請書にその旨を記載して当該書類の添付を省略することができる。 （略） 八 第一項第二号へに規定する情報処理システムを使用する申請者と当該情報処理システムの所有者が異なる場合にあつては、当該申請者と当該所有者との間で締結された一般港湾運送事業の適正かつ確実な実施の確保に必要な措置を講ずるための当該情報処理システムの運用及び管理に関する契約書の写し （略） （事業計画の変更の届出） 第十三条 法第十七条第一項ただし書の軽微な事項に係る変更は、次のとおりとする。 ハ 第四条第一項第二号へに掲げる事項のうち、同号へに規定する情報処理システムの管理を担当する者の変更その他の一般港湾運送事業の実施に実質的な影響を及ぼさないと国土交通大臣が認める事項の変更

安全基準等の名称	コンテナ埠頭における情報処理システムの概要及び管理体制その他サイバーセキュリティの確保に関する許可基準	港湾分野における情報セキュリティ確保に係る安全ガイドライン
制定主体	国土交通省	国土交通省
最終改正時期	2024年 3 月	2025年 3 月
初版制定時期	2024年 3 月	2024年 4 月
安全基準等の位置付け	通達	ガイドライン
安全基準等の改善状況	改定無し	2026年 4 月 改定予定
改定の経緯・内容等 （検討中も含む）	—	[改定経緯] NISCからNCOへの組織変更や、ガイドラインで参照している基準等の改版を踏まえた記載内容変更を行う予定。
備考	港湾運送事業法施行規則に基づき発出	最新版は第 2 版